

第 34 回総会議事録

(令和 8 年 4 月 24 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第 34 回総会 議事録	
日 時	令和 8 年 4 月 24 日（金曜日）13 時 53 分～15 時 21 分
開催場所	戸塚区役所 8 階大会議室 A
出席者の状況	総農業委員数 12 名 出席農業委員数 10 名 欠席農業委員数 2 名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 1 名）
議 題	第 1 号議案 顧問の委嘱及び解嘱について 第 2 号議案 事務局職員の任命及び解任について 第 3 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第 5 号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について 第 6 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第 7 号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第 8 号議案 農地造成工事の承認について 第 9 号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 2 報告事項 第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について 第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定によるに農地転用届出受理について 第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定によるに農地転用届出受理について 第 4 号 農業経営改善計画の認定について 3 その他 法人の参入及び他市耕作者の規模拡大について 最適化活動の目標の設定等について 令和 8 年度農業施策に関する意見について（回答） 職場における熱中症防止のためのガイドライン（農業者向け）の配布について 農地利用最適化推進委員の再募集について（中間報告）
審議結果	第 1 号議案 委嘱決定

	第 2 号議案 解任及び任免決定 第 3 号議案 1 号 許可 2 号 許可 第 4 号議案 1 号 許可相当 2 号 許可相当 3 号 許可相当 第 5 号議案 34 号 承認 1 号 承認 2 号 承認 第 6 号議案 1 号 承認 第 7 号議案 91 号 保留 93 号 承認 94 号 承認 1 号 承認 2 号 承認 3 号 承認 4 号 承認 5 号 承認 6 号 承認 第 8 号議案 1 号 承認 第 9 号議案 9 号 承認
<略語集> ・ 農振白地…農業振興地域白地 ・ 調整白地…市街化調整区域白地	
議 事	
事務局	(開会 13 時 53 分) 事務局から出席状況(出席委員 10 名、欠席委員 2 名)を報告し、総会成立要件を満たしていることを報告する。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。
議長	第 34 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。ただいま

	より第 34 回総会を開会いたします。議事録署名人は石井勝委員と金子委員にお願いします。
議長	それでは議題に入らせていただきます。第 1 号議案「顧問の委嘱及び解嘱について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 1 号議案を朗読>
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 1 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 1 号議案については、承認とします。
議長	次に第 2 号議案「事務局職員の任命及び解任について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 2 号議案を朗読>
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 2 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 2 号議案については、承認とします。
議長	続きまして、第 3 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 3 号議案受付番号 1 号を朗読>
森委員	議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	申請地は、県立横浜緑園高校から北東へ約480mの調整白地 2 筆 1 団地で、露地野菜及び果樹の畑です。譲渡人には農業後継者がおらず、自身で農地を耕作することが困難になったため、農地管理を手伝ってもらっていた近隣の親戚農家である譲受人に譲渡することになりました。譲受人は実家の両親及び兄家族とともに露地野菜や果樹などの栽培を行っており、約 156アールの経営農地はすべて肥培管理は良好です。申請地は令和 6 年に譲渡人から譲渡を受けた農地と一体であり、露地野菜及びミカンを栽培する予定です。以上のことから、今回の農地取得について問題はないと思われます。御審議よろしくをお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 3 号議案受付番号 1 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 3 号議案受付番号 1 号については、許可とします。

議長	続いて、受付番号２号について審議します。事務局から受付番号２号について、説明をお願いします。
事務局 鈴木勇次 推進委員	＜第３号議案受付番号２号を朗読＞ 申請地は西柴小学校から西へ 200m～500m内の農用地４筆４団地です。本件は世帯内贈与で、譲渡人と譲受人はこれまで一緒に耕作してきましたが、経営を譲受人に引き継ぐことから今回の申請となりました。申請地ではミカンの摘み取り農園を行っており、申請者の所有地や借地の肥培管理は良好です。御審議よろしくをお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第３号議案受付番号２号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	（総員挙手） 総員挙手と認め、第３号議案受付番号２号については、許可とします。
議長	続きまして、第４号議案「農地法第５条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	＜第４号議案受付番号１号を朗読＞ 申請地は県立松陽高校から西に 700mにある農振白地の１筆です。譲受人が生活介護事業所を建設し、ＮＰＯ法人がそれを借り受けて事業を行う計画です。借受予定の法人は瀬谷区を中心に市内で福祉事業を展開しており、現在はグループホームや生活介護事業所等、福祉施設を市内で 33 か所運営しています。申請地には生活介護事業所のほか就労支援Ｂ型作業所も設置する計画があり、利用者はそれぞれ 20 名ずつ、合計 40 名を予定しています。新しく運営する施設では利用者に農業体験の機会を提供する計画がある中で、隣接農地の農家の協力が得られ、なおかつ本部のある瀬谷区に近く、鉄道駅やバス停からのアクセスが良いため申請地が選定されました。申請地の東側と南側は農地、北側は道路、西側は宅地に接しています。今回転用を行わない残農地では、申請地東側と南側は土地所有者がシイタケの菌床栽培やハウレンソウの水耕栽培を行うことを計画しています。基本的には土地所有者による栽培管理を行い、施設利用者が都度、援農をする形で農業体験を行えるような枠組み作りをＮＰＯ法人と土地所有者の間で行っているとのこと。また、申請地の北側は道路の拡幅計画があり、転用許可後の工事と並行して泉土木事務所が拡幅工事を行う予定です。敷地内は芝張り及びアスファルト舗装を行います。雨水、汚水は北側道路の公設管に接続します。隣地境界にはコンクリートブロック１段とネットフェンスを設置し、外灯は北側に１か所のみ設置することから、隣接農地の営農への支障はないと思われます。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第４号議案受付番号１号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第４号議案受付番号１号については、許可相当とします。
議長	続いて、第４号議案受付番号２号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 森委員	<第４号議案受付番号２号を朗読> 申請地は、中田中央公園から南東へ約２５０ｍの農振白地２筆１団地です。解体工事業を営む譲受人が申請地を購入し、駐車場として整備するものです。譲受人は、現在戸塚区に本社があり、車両については、近隣の月極駐車場、コインパーキングへの駐車及び元請会社の敷地、請負現場への一時的保管を行っており、業務効率の低下、出勤時間の増加等が起きており、専用の駐車場の確保が必要不可欠な状況であり、本申請地に４ｔ ダンプ４台、従業員車両３台、ユンボ２台を置く計画です。申請地の北西側、南東側は水路、北東側は道路、南西側は農地に隣接しています。北東側道路面以外については境界から１０ｃｍ～３０ｃｍ空けて高さ３０ｃｍ～５０ｃｍのコンクリートブロックを新設します。入り口については、歩道の切り下げ工事に際して歩道のポストコーンの撤去、車止めの設置を行い、北東側から車両が入ることができるように施工します。敷地内については、砕石敷きとし、雨水については、自然浸透です。駐車スペースのトラロープ及び照明の設置はありません。周辺農地に影響はないと思われます。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第４号議案受付番号２号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第４号議案受付番号２号については、許可相当とします。
議長	続いて、第４号議案受付番号３号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島会長	<第４号議案受付番号３号を朗読> 申請地は、県立金井高校から北へ約１０ｍの農振白地１筆です。自動車の販売・整備・レンタカー業を営む譲受人が申請地を購入し、駐車場として整備するものです。譲受人は、戸塚区に販売店及び整備工場を所有していますが、車両をまとめて置けないため、ほかに２か所の駐車場を借りています。そのうち１か所は、出入口や通路が狭く積載車が進入できないこと、通路が急坂のため車両を傷つける恐れがあること、道路から奥まった場所で防犯対策が不安なこと等の問題があります。そのため、安全に車両管理ができる土地を探していたところ、本社から車で約５分の申請地を購入で

	きることになりました。転用後は、販売・買取車両や自社のレンタカー、整備のための預り車両を最大 31 台まとめて駐車することができます。1 年ほど土地を探しましたが、今回の申請地以外に適地は見つからなかったそうです。申請地の東側は資材置場、西側は駐車場、南側は道路及び水路、北側は農地です。北側の農地沿いはコンクリートブロック 2 段積みの上に高さ 2.5m のネットフェンス、その他の境界沿いは高さ 2.5m のネットフェンスを設置します。場内は全面アスファルト舗装とし、雨水は東西に勾配をとり、新たに設置する U 字溝や枡に集水して南側水路へ放流します。車両出入りの安全対策として南側の道路沿いに照明器具を 2 か所設置しますが、照度分布図より北側の畑には影響がないことを確認しています。隣接地権者へ計画内容を説明し、承諾済みです。以上のことから、隣接農地への影響はなく、農地転用は問題ないと思われます。御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 4 号議案受付番号 3 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案受付番号 3 号については、許可相当とします。
議長	続きまして、第 5 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<第 5 号議案受付番号 34 号を朗読> 申請地は、県立松陽高校から西へ約 350m 農振白地 1 筆。平成 9 年に畜舎としての建築確認済証が発行されており、それ以降も牛舎として利用され続けてきたことから、農地性はないものと判断されます。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 5 号議案受付番号 34 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案受付番号 34 号については、承認とします。
議長	続いて、第 5 号議案受付番号 1 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 森委員 門倉推進委員	<第 5 号議案受付番号 1 号を朗読> 議案の詳細については門倉推進委員から説明します。 申請地は、県立横浜緑園高校から北東へ約 470m の調整白地 2 筆 1 団地です。平成 19 年撮影の航空写真で駐車場として利用されていることを確認しています。現地は全面的にアスファルト舗装されており、農地性はあ

議長	りません。御審議よろしく申し上げます。 御意見がなければ、採決を行います。 第5号議案受付番号1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第5号議案受付番号1号については、承認とします。
議長	続いて、第5号議案受付番号2号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島会長 角田推進委員	<第5号議案受付番号2号を朗読> 議案の詳細については角田推進委員から説明します。 申請地は、公田小学校から北東へ約200mの調整白地1筆です。平成27年度土地課税台帳登録事項証明書により、雑種地及び宅地で課税されており、一部は公共用道路として非課税であることを確認しています。現地は、碎石敷きの資材置場や住宅敷地として利用されており、農地性はありません。御審議よろしく申し上げます。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第5号議案受付番号2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第5号議案受付番号2号については、承認とします。
議長	続きまして、第6号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員 相澤推進委員	<第6号議案受付番号1号を朗読> 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。 申請地が点在しておりますが、主な申請地は瀬谷区阿久和東一丁目、阿久和南四丁目、瀬谷町の3つです。申請者は植木を管理しており、今回の対象となる筆の数が合計34筆、面積が23,796.39㎡、かなり広大ですが、どの筆も問題なく管理されており綺麗な状況でした。一部、道路のセットバックや申請地に電柱が入り込んでいるため、それらの部分については、委員会事務局から申請者に指摘してもらい、面積を計測後、納税猶予の適用面積から除外してもらっています。また、瀬谷町の農用地部分については、現在、2027年に開催されるグリーンエキスポの工事真っ只中のため、工事用地の中までは確認できておりませんが、仮換地証明書の添付と、換地後は農地として利用していくことになっているため、これらの土地についても適用地として組み込んでいるとのこと。常日頃から農地を管理していることも確認できていますので、特に問題ないかと思われます。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第6号議案受付番号1号について、承認とすることに異議なしとする方

	は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議案受付番号 1 号については、承認とします。
議長	続きまして、第 7 号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号 91 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 7 号議案受付番号 91 号保留を朗読>
議長	ただいま事務局から説明があったように、第 7 号議案受付番号 91 号については、本総会では「保留」とします。
議長	続いて、第 7 号議案受付番号 93 号、94 号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第 7 号議案受付番号 93 号、94 号を朗読>
矢島会長	93 号の議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	93 号ですが、申請地は、東俣野幼稚園から北西へ約 40m の農用地 1 筆及び南東へ約 70m の農振白地 2 筆 1 団地、東へ約 90m の農振白地 2 筆 1 団地のほか、東俣野小学校から東へ約 200m の生産緑地 1 筆の合計 6 筆 3 団地です。露地野菜及び果樹を栽培しています。肥培管理は良好です。
石井豊委員	94 号ですが、申請地は、相鉄いずみ野線ゆめが丘駅から北西へ約 750m の農用地 3 筆 1 団地及び北へ 600m の農振白地 1 筆です。イネ及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 7 号議案受付番号 93 号、94 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 7 号議案受付番号 93 号、94 号については、承認とします。
議長	続いて、第 7 号議案受付番号 1 号、2 号、3 号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第 7 号議案受付番号 1 号、2 号、3 号を朗読>
廣瀬委員	1 号ですが、申請地は瀬谷柏尾線から 150m ほど入った生産緑地です。小麦とブルーベリーを栽培しています。肥培管理は良好です。
宮森委員	2 号ですが、申請地は港南台第一中学校から北に約 230m の生産緑地 8 筆 2 団地です。 カボチャ、ジャガイモ等の露地野菜及び果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。
金子委員	3 号ですが、申請地は相鉄線の南側に 250m、境川から東側に 150m ほど入った住宅に囲まれた畑となっています。果樹と野菜の栽培をしていま

	す。肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第7号議案受付番号1号、2号、3号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第7号議案受付番号1号、2号、3号については、承認とします。
議長	続いて、第7号議案受付番号4号、5号、6号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局	<第7号議案受付番号4号、5号、6号を朗読>
矢島会長	4号の議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	4号ですが、県立横浜桜陽高校から北へ約300mの農用地6筆及び農振白地1筆の1団地です。主に露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。
鈴木宏委員	5号ですが、申請地は、環状3号線日之出橋交差点から南へ約90mの農振白地33筆1団地です。露地野菜及び施設野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。もう一箇所は、汲沢中学校から南東へ約190mの農用地2筆1団地です。露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。
森委員	6号の議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	6号ですが、名瀬小学校から北西へ約120～380mの生産緑地1筆、調整白地5筆3団地です。露地野菜及び果樹を栽培しています。肥培管理は良好です。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第7号議案受付番号4号、5号、6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第7号議案受付番号4号、5号、6号については、承認とします。
議長	続きまして、第8号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第8号議案受付番号1号を朗読>
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	申請地は、県立横浜ひなたやま支援学校から北西へ約150mの農用地1筆の一部です。申請地は、南側の畑の地盤が一部低く、雨水が流入し水はけが悪いため、土壌の改良及び盛土により水はけの改善をするものです。
	現在は、芝を作付けしていますが、造成後はサツマイモを作付けする予定です。赤土仕上げとし、切土及び盛土で最大2mの土を入れ替えます。
	西側は、最大で0.25m地盤高が上がります。一日当たりの土の搬出量は最

	大で 10 t ダンプ 20 台分となっています。法面には植栽シートを張り、西側、東側には素掘り側溝、北側、南側には土留め鉄板を設置します。工期は令和 8 年 4 月 28 日から令和 8 年 12 月 28 日です。工事中はバリケードを設置し、ダンプ搬入時に交通誘導員を配置するなど、通行車両、近隣農家、歩行者等の進路を妨げないように細心の注意を払います。隣接地権者にはすでに説明を行い、同意を得ています。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 8 号議案受付番号 1 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 8 号議案受付番号 1 号については、承認とします。
議長	次に、第 9 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 9 号議案受付番号 9 号を朗読>
矢島会長	議案の詳細については角田推進委員から説明します。
角田推進委員	申請地は、本郷小学校から南西へ約 230m の生産緑地 13 筆 1 団地です。タケノコの栽培をしていましたが、令和 7 年 9 月頃から体調が悪くなり、令和 8 年 2 月末には、医師から病気のため今後は農業に従事することができないと診断されました。御審議よろしくをお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第 9 号議案受付番号 9 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 9 号議案受付番号 9 号については、承認とします。
議長	続いて、議案書の報告事項について、第 1 号報告から第 4 号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<報告事項第 1 号から第 4 号まで一括で報告>
議長	報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事務局	「法人の参入及び他市耕作者の規模拡大について」 「最適化活動の目標の設定等について（資料配布）」 「令和 8 年度農業施策に関する意見について（回答）」 「職場における熱中症防止のためのガイドライン（農業者向け）の配布について」 「農地利用最適化推進委員の再募集について（中間報告）」
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質

問はありますでしょうか。御意見がないようでしたら、これをもちまして第 34 回総会を閉会といたします。

(閉会 15 時 21 分)

令和8年4月24日開催 第34回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	矢 島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅 則	会長職務代理者	出席	
3	田 中 豊		出席	
4	石 井 勝		出席	議事録署名人
5	金 子 秀 喜	連合会理事	出席	議事録署名人
6	石 井 勝 則		出席	
7	奥 村 玄		欠席	
8	石 井 豊		出席	
9	根 本 和 正	連合会理事	欠席	
10	宮 森 和 之		出席	
11	鈴 木 宏	連合会理事	出席	
12	廣 瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	小 宮 藤 正		欠席	
2	清 水 昭 男	連合会理事	出席	
3	大 山 明 裕		出席	
4	門 倉 和 美		出席	
5	田 邊 実		出席	
6	角 田 雅 久		出席	
7	和 田 新 治		出席	
8	鈴 木 勇 次	連合会理事	出席	
9	宮 川 正		出席	
10	相 澤 藤 雄		出席	
11	小 川 正 寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、栗林事務職員、木場技術職員、
松本事務職員、吉田技術職員、中村事務職員
農政推進担当：竹園係長、渡利技術職員